

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。	1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性 本負担金は、「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」に基づき設置された、「清流の国ぎふ 防災・減災センター（以下「センター」という。）」が実施する下記の事業に必要となる運営事業費及び人件費を対象とするものである。 ①防災・減災活動を担う人材の育成及び普及啓発 ②行政及び企業からの求めに応じた防災・減災活動に対する助言その他技術支援 ③行政と研究機関が一体となった防災・減災に関する実践的調査研究、社会実験等の調査研究 2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明 センターの会計事務については、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）が担っている。 また、「清流の国ぎふ 防災・減災センター運営事業負担金交付要綱」第3条において、負担金の請求は岐阜大学が行うものと規定されている。 このため、契約の相手方は、岐阜大学しかない。 ※「清流の国ぎふ 防災・減災センター」については、令和8年4月1日の「ぎふ防災・減災センター」へ名称変更予定

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。